別表六（十二）付表　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する適用対象事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1)　「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八の二「20の計」－別表六(十二)「３」）　(1)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号及び第４号において同じ。）に添付された別表六(十二)付表「１」の金額を記載すること。

(2)　「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八の二「21の計」－別表六(十二)「４」）　(3)　」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表「３」の金額を記載すること。

(3)　「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八の二「22の計」－別表六(十二)「５」）　(5)　」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表「５」の金額を記載すること。

(4)　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八の二「23の計」－別表六(十二)「７」）　(8)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表「８」の金額を記載すること。

(5)　「税額控除可能分配額　(11)×(12)　(13)」の欄は、記載しないこと。

3　「この申告が修正申告である場合」の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項の規定による更正の請求をする場合（当該通算法人が期限後申告をする場合で租税特別措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第７号の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

4　「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　⑳」の欄は、別表七(二)「５の当期分」の金額が確定申告書等に添付された別表七(二)「５の当期分」の金額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該確定申告書等が期限後申告書である場合には、当該確定申告書等の別表七の三「７」の金額として計算される金額を含む。）を記載すること。

5　「⑳の法人税額相当額　㉑」の欄は、「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　⑳」の金額を別表一「１」の金額とみなした場合に同表「２」の金額として計算される金額を記載すること。この場合において、当該通算法人が租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用がある法人であるときは、同条の規定の適用を受ける法人として計算すること。

6　「調整後税額控除可能額（(7)と(10)－(22)のうち少ない金額）　(23)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「(10)－(22)」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

(2)　租税特別措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第６号の規定の適用がある場合には、「(7)と(10)－(22)のうち少ない金額)」とあるのは、「(7)と(10)－(22)のうち少ない金額)＋(17)」として計算すること。